

保育士養成教科目「障害児保育」の歴史的考察

古屋 義博

I. 問題と目的

保育士（保母）養成の教科目は昭和23年初出の後、6回の改定（昭和27年、37年、45年、平成3年、13年、22年）がなされた。ここ3回の改定は「保育所保育指針」（以下、原則的に、本文中では「保育指針」と記す）の改定に連動している。また、短期大学で学ぶ学生の負担を考慮して、昭和45年改定時の総履修単位68単位（下限）に変更はない。一方、子どもや家庭を取り巻く環境の変化に伴い、保育士への期待は高まっている。限られた単位数での教科目の見直しとなるため、教科目の新設や拡充の一方で縮減や統廃合が続けられてきた。増えるものを、容積が固定された器に詰め込むような作業であったにもかかわらず、平成3年改定で新設され、その後の2回の改定で拡充された教科目が「障害児保育」である。

本稿では、拡充が進む教科目「障害児保育」を支える理念や課題について、その拡充の歴史的な経緯を俯瞰することを通して検討する。なお、本稿ではあくまでも「保育所保育士による障害児の保育」という立場に限定^{註1)}する。

II. 教科目の平成3年改定：「障害児保育」の新設にかかわって

1. 昭和49年12月13日「障害児保育事業の実施について」

初版「保育指針」が出された昭和40年の頃は、保育所での障害児の保育は想定されていなかった。「保育指針」には次の程度の記載しかなかった。

＜問題行動のある子ども＞

集団生活その他の面で特に問題行動のある場合には、所長と相談し、必要に応じて専門家の助言を受けるなど適切な指導が行えるようにすること。この場合、問題行動の有無の判定については、特に慎重に配慮すること。その他心身の発達に軽度の遅滞のある子どもが入所した場合においても、これに準じて指導すること。

（※下線は筆者。以下同様）

例外的に、一部の自治体や保育所で障害児の保育は試みられていた（大泉、1975¹⁾）。そのような試みの蓄積が契機となり、昭和48年11月17日、中央児童福祉審議会が発表した「当面推進すべき児童福祉対策について（答申）」の中に「心身障害児の保育」（第1章3）が以下のよ

うに取りあげられた。

3 心身障害児の保育

- (1) 障害児についての従来の考え方においては、その心身の障害の種類と程度に適応した特別な対策が必要とされてきた。

しかし、最近障害児に対する一般社会の理解、早期発見、早期指導の施策が向上してきたことに伴い、障害の種類と程度によっては障害児を一般の児童から隔離することなく社会の一員として、むしろ一般の児童とともに保育することによって障害児自身の発達が促進される面が多く、また、一般の児童も障害児と接触する中で、障害児に対する理解を深めることによって人間として成長する可能性が増し、そのことがまた福祉の理念の涵養にも資する面が多いことが、いくつかの実践例で示されている。…略…

- (3) しかし障害児については、障害の種類が多く、またそれぞれについて、程度の違い更に重複障害などさまざまである。それらの保育に欠ける障害児のすべてを直ちに受け入れる適切な諸条件を保育所に整備することは、現在の保育所の機能と役割からみて困難が多い。…略…

「障害児を一般の児童とともに保育する」という理念と実際との直結は危険であり、受け入れ体制の整備が必要、との認識である。これを受けて、旧厚生省は昭和49年12月13日に「障害児保育事業の実施について」（児発第772号通知）を出し、その中の「障害児保育実施事業要項」で保育所での障害児の受け入れを示し、限定的ではあるが実施となった。これにより戦後、政策的に放置されてきたと指摘（大泉、1975¹⁾）される、保育所での障害児の保育が制度として開始された。よって、この年を「障害児保育元年」と呼ぶことがある（近藤、2005²⁾）。少数の「指定保育所」にて障害児の保育が開始され、昭和53年に指定方式が解除され、量的な拡大が進む（図1参照）。

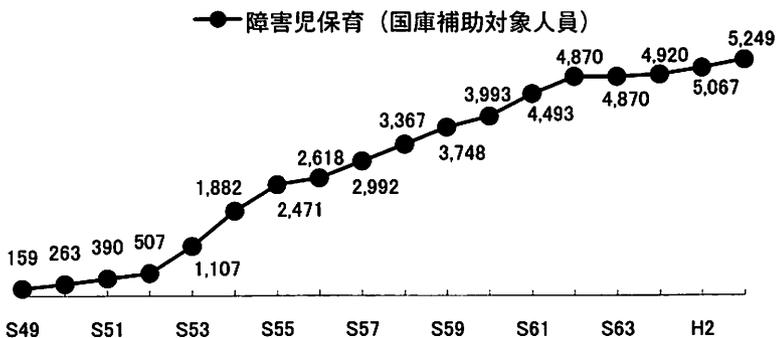


図1 障害児の保育（国庫補助対象人員）の年次推移

※厚生省「厚生白書/各年度」

<http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wp/index.htm> (2011.2.1 取得) より筆者が作成

受け入れ側の職員として「障害児保育実施事業要項」には、「障害児保育にあたる保母は、適宜必要な研修を受ける等研さん^{ママ}に努めるものとする。」(同要項第6)とある。当時の保母養成では、障害児の保育に特化した教科目がなかったため、保母らの自己研鑽に頼ったという状況であった。

昭和49年以降、保育所での障害児の保育は制度的に開始されたが、さまざまな課題が浮かびあがる。保育環境の不備に加え、保母の力量を問う指摘(宮下,1974³⁾；村田,1976⁴⁾；金子,1990⁵⁾など)は多くなる。例えば、高橋(1978⁶⁾)は次のように記した上で、保母の研修と同時に「障害児保育という新しい局面を迎えた保育そのものの勉強をやり直す」べきと主張している。

ここに紹介された障害児保育の経験は、日本における先駆的な保育園・幼稚園のものであると考えてよいであろう。それは、各園とも、障害児の入園希望に対して、「障害の有無は入園を拒む理由にはならない」という基本姿勢を前提として受け入れようとした、ということに表われている。それは、それまでの保育の実践の積み重ねからくるある種の自信の裏づけによるものと思われる。

今後、制度としての障害児保育が急速に広まっていくと思われるが、これらの先駆的な園のような準備態勢のできていない幼稚園・保育園までが機械的に障害児を受け入れていくようになると、ここに報告されたよりも、もっと大きな困難が、園の側と障害児自身の側の両方に生ずるのではないかと、ということを恐れる。

2. 昭和53年6月22日「保育所における障害児の受入れについて」

「障害児保育実施事業要項」(昭和49年12月13日)は間もなく見直され、昭和53年6月22日「保育所における障害児の受入れについて」(児発第364号)が旧厚生省から出され、6つの方針が出された。「障害児の保育について知識・経験等を有する保母がいること(第4項)」を受け入れ条件に、「混合の保育を(第5項)」、つまり障害児がいるという前提での集団保育を計画すべき、とある。理念としては、現在でいうところの「インクルーシブ保育」である。ただ、現実的にはそれに逆行するようなことがあったと宮下(1974³⁾)は次のように指摘している。

幼稚園・保育所では、いままで、いわゆる「むずかしい子」あるいは「手のかかる子」として、障害児と思われる子どもたちも保育されてきた。しかしこの頃、「障害児」というレッテルをはることによってしめだすという傾向が、一部にみられるのは逆行である。

インクルーシブ保育を理念として志向するも、障害に着目しすぎると新たな分離が加速するという指摘である。後述する発達障害への近年の過剰なほどの着目も同様の危険性を含みもつ。

3. 平成2年3月27日「保育所保育指針」第1次改定

不十分なながらも制度的な裏づけを得た障害児の保育は、平成2年の「保育指針」改定に反映

される。新設された障害児の保育に関する記述は以下のとおりである。

第一章 保育の計画作成上の留意事項

(6) 障害児に対する保育については、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境のもので他の子どもとの生活を通して、両者がともに健全な発達が図られるように努めること。

また、特に指導を要する子どもについては、指導計画の展開にとらわれることなく柔軟に保育すること。これらの子どもを保育するに際しては、家庭との連携を一層密にし、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切に対応すること。

第一二章 健康・安全に関する留意事項

五 障害児に対する保育

個々の障害の種類、程度に応じた保育ができるように配慮し、家庭、主治医、専門機関との連携を密にする。また、他の子どもや保護者に対して、障害に関する正しい認識ができるように指導する。

冒頭の記述から、インクルーシブ保育という方針であると理解できる。障害児の保育の進むべき方向は示されたが、現実的にはそれを実現することは容易ではなかった。「保育指針」の平成2年改定当時の状況を記す金子（1990⁵⁾）の以下の指摘から、保育所での障害児の保育は黎明期であったといえる。

旧指針（著者註：昭和40年の初版）が出た頃には、障害児の保育はほとんど行われていなかった。1974（昭和49）年度からの厚生省の障害児保育事業の推進によって、障害児の受け入れが徐々に広まってきた。ここ数年、保育所で保育を受ける障害児の数は4000、4600、5100と急速に増加している。

しかし、幼稚園同様、問題（著者註：金子（同）は「幼稚園」の項で「障害児を受け入れたけれども、専門的な知識も相談する機関もなく、その指導に手を焼いている園が多いのも事実である」と述べている）も多い。特に、障害児保育についての専門的知識をもった指導者の不足は、早急に解決しなければならない。研修の機会を保障すること、専門機関との連携は不可欠である。

4. 平成3年の教科目の見直し

昭和45年改定の教科目の中で障害児の保育は各教科目の一つの内容として、例えば、乳児保育や臨床心理学などで扱われていた。平成3年の教科目改定で、選択必修科目ながら新設された。保育所での障害児の保育は未だ黎明期であり、障害児の保育について知識・経験等を有する一部の保母に期待された時代であり、新設はされたものの、選択必修にとどまったということは理解できる。

Ⅲ. 教科目の平成13年改定：「障害児保育」の必修化にかかわって

1. 平成9年6月11日「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成9年法律第74号）

昭和22年の成立から半世紀を経て、児童福祉法が大改正（平成9年法律第74号）された。平成9年6月11日付け「児童福祉法等の一部改正について」（児発第411号）の中で、保育相談の実施が示され、保育所でのその実績は増加した（図2・図3参照）。発達やその障害に関する相談が多く含まれたと考えられる。

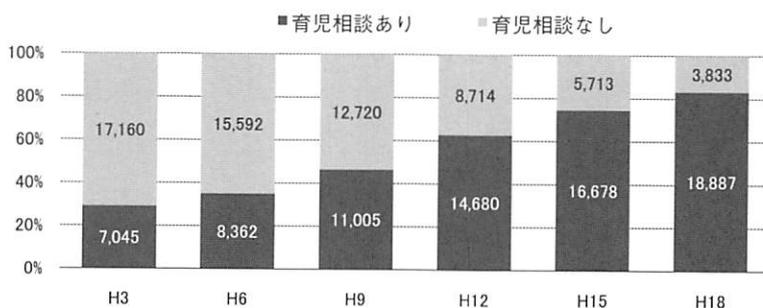


図2 保育所での育児相談実績の推移（施設数）

※厚生省「社会福祉施設調査報告（平成3年度版）」、同「社会福祉施設等調査報告（平成6・9年度版）」、同厚生労働省「社会福祉施設等調査報告（平成12・15・18年度版）」より筆者が作成。

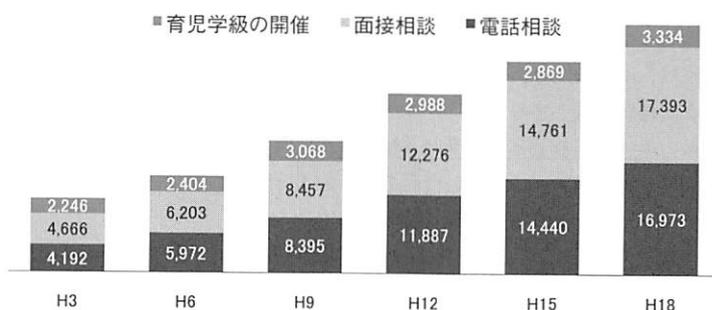


図3 保育所で行われる育児相談の方法についての推移（施設数）

※厚生省「社会福祉施設調査報告（平成3年度版）」、同「社会福祉施設等調査報告（平成6・9年度版）」、同厚生労働省「社会福祉施設等調査報告（平成12・15・18年度版）」より筆者が作成。

2. 平成10年8月11日「障害児通園施設の相互利用制度について」（障第477号）

この通知により、知的障害児通園施設や肢体不自由通園施設を利用する障害児が、保育所を

同時利用（いわゆる並行通園）できるようになる。それにより、保育所を利用する子どもの障害が多様化する。多様化した障害にかかわる保育ニーズに、保育所などの単一の機関が自己完結的に対応することには無理がある。関係機関間の連携に基づく総合的な保育により、障害児の多様な保育ニーズを、「これかあれか」ではなく「これも、あれも、それも」満たそうとする機運が生じた（古屋、2008⁷⁾）。

3. 平成11年10月29日「保育所保育指針」第2次改定

平成13年の教科目改定を促した平成11年度版「保育指針」の中の障害児の保育に関する記述を以下に記す。新旧比較で、実質的な変更がなされた事項に下線を引く。

第11章 保育の計画作成上の留意事項

9 障害のある子どもの保育

障害のある子どもに対する保育については、一人一人の子どもの発達や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけて、適切な環境の下で他の子どもとの生活を通して、両者が共に健全な発達を図られるように努めること。

この際、保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては指導計画にとらわれず、柔軟に保育することや職員の連携体制の中で個別の関わりが十分とれるようにすること。また、家庭との連携を密にし、親の思いを受け止め、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切に対応すること。

第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など

1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応

(1) 障害のある子どもの保育

障害のある子どもの保育に当たっては、一人一人の障害の種類、程度に応じた保育ができるように配慮し、家庭、主治医や専門機関との連携を密にするとともに、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切に対応する。

また、地域の障害のある子どもを受け入れる教育機関等との連携を図り、教育相談や助言を得たり、障害のある幼児・児童との交流の機会を設けるよう配慮する。なお、他の子どもや保護者に対して、障害に関する正しい認識ができるように指導する。

さらに、保育所に入所している障害のある子どものために必要とされる場合には、障害児通園施設などへの通所について考慮し、両者の適切な連携を図る。

平成11年度版「保育指針」でも、インクルーシブ保育という方向性に変化はない。ただ、並行通園を象徴として、受け入れる子どもの障害の種別や程度は多様になったために、「一人一人の障害の種類、程度に応じた保育ができるように」するために関係の専門機関からの助言を受けながら必要に応じて「個別の関わり」という特殊な保育、つまり治療教育的アプローチの視点が加えられている。

4. 平成13年の教科目の見直し

そのような経緯の中で、平成13年の見直しで教科目「障害児保育」は必修化される。すでにこの頃には、障害児の保育を実施する保育所は半数を超えていた（図4参照）という事情もあろう。

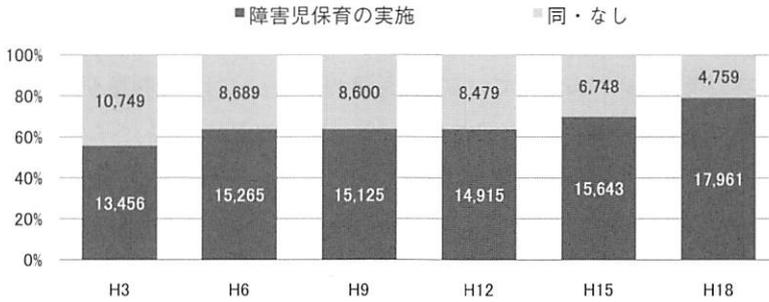


図4 保育所での障害児保育の実施の推移（施設数）

※厚生省「社会福祉施設調査報告（平成3年度版）」、同「社会福祉施設等調査報告（平成6・9年度版）」、同厚生労働省「社会福祉施設等調査報告（平成12・15・18年度版）」より筆者が作成。

保育所で受け入れる子どもの障害は多様化する。それに対応するために、関係機関との連携や治療教育的アプローチの技法も必要になる。保育相談も求められる。そのような意味で、実践的な「演習」として、必修化されたのは理解できる。

IV. 教科目の平成22年改定：「障害児保育」の単位増にかかわって

1. 平成14年12月24日「障害者基本計画」の閣議決定

「障害者基本計画」が平成14年12月24日に閣議決定される。その提言を支える基本理念は「障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援する」である。この理念を実現するための視点として、「1. 社会のバリアフリー化の推進」「2. 利用者本位の支援」「3. 障害の特性を踏まえた施策の展開」「4. 総合的かつ効果的な施策の推進」が掲げられた。

「2. 利用者本位の支援」で、「地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者一人一人のニーズに対応してライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援を実施する。」と、「4. 総合的かつ効果的な施策の推進」で「国及び地方公共団体における教育、福祉、医療、雇用・就業等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保する。」と記された。つまり、一人一人のニーズに各関係機関が連携して切れ目のない支援を行うことが求められるようになった。こ

の「一貫した相談支援体制の整備」については、平成20年度版「保育指針」に反映される。

2. 平成16年12月10日「発達障害者支援法」

平成16年12月10日「発達障害者支援法」が成立する。それにより、LDやADHDなどの発達障害^{註2)}への関心に拍車がかかる。

平成22年の教科目改定を検討した「保育士養成課程等検討会」の第2回議事録（平成21年12月14日）に「特に現在たいへん増えている発達障害の子どもに対する知識や援助技術を保育士養成課程で教授する必要がある。」と記されている。発達障害が「たいへん増えている」か否かについては、諸説（古屋・岡・広瀬、2006⁸⁾；古屋、2011⁹⁾；宮崎、2004¹⁰⁾；玉永、2000¹¹⁾など）があるが、積極的に解釈すれば、発達障害を含めた発達に関するさまざまな障害への注目が高まるということは、一人一人の子どもの発達特性への着眼がより強く求められるようになったといえる。

保育士養成課程等検討会の第2回（平成21年12月14日）の参考資料として、全国の児童福祉施設（1182箇所）からの調査結果「今後さらに充実が必要な科目」が示されている。それによると、「家族援助論（66.7%）」「発達心理学（60.1%）」「障害児保育（52.2%）」という順であり、現場サイドのニーズも高まっていることがわかる。

3. 平成20年3月28日「保育所保育指針」第3次改定

平成22年の教科目改定の直接の動機である平成20年度版「保育指針」の中の障害児の保育に関する記述を以下に記す。新旧比較で、実質的な変更がなされた事項に下線を引く。

第四章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

㉓ 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

ウ 障害のある子どもの保育

- (ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。

また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

- ㉔ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

平成20年度版「保育指針」も、平成11年度版「保育指針」と同様に障害児の保育の基本的な

方向性はインクルーシブ保育である。平成20年度版「保育指針」で特徴的なことは、それらに加えて、障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制と、他の関係機関との連携の一つを担うという姿勢が強調されたことである。

「保育指針」の改定作業は、厚生労働省に平成18年12月6日に設置された「保育所保育指針」改定に関する検討会^{註3)}が行った。検討の過程で、本稿の目的に関係する象徴的な議論があったので以下に記す。

(1) 発達障害の扱いについて

発達障害については、第1回（平成18年12月6日）と第4回（平成19年1月26日）の議事録に以下のように記されている。

○第1回（平成18年12月6日）

発達障害の子どもがとても増えているが、保育所の保育が悪いと言われるようなこともあり、保育士の（精神的な）ゆとりがなくなっている。

○第4回（平成19年1月26日）

発達障害児については、守秘義務の問題も絡むが、行政主導で連絡シートなどを用意し、保育所から情報提供を行えば、円滑なつながりができる。

発達障害児が保育士を精神的に追いつめているとの現状が示され、行政主導でしかるべき対策を行うのが望ましいという論調である。このような論調が、同検討会による平成19年8月3日公開の中間報告「改定案」に次のように反映されている。

子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

この文章に対して、全国保育協議会は以下のとおり、批判的な意見（平成19年8月17日）^{註4)}を表明している。その意見が反映されたのか、発達障害という表現は削除^{註5)}された。

「(4)子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること」とあるが、特定するような「発達障害等の障害がある場合や」を削除されたい。

(2) 「障害」そのものの扱いについて

平成19年8月3日に公開された中間報告「改定案」に対して、全国私立保育園連盟は次の意見（平成19年8月23日）^{註6)}を表明している。

障害のある子どもの保育については「保育の実施上の配慮事項」では触れられておらず、「指導計

画の作成上、特に留意すべき事項」の中で触れられています。

しかし現実には、「障害がある」とも「ない」とも見極めがつかないグレーゾーンの子どもが多数いて、その中で保育が行われているのが現状です。

ですから、「障害がある子」と認定し個別の特別支援計画を建てて保育するというふうにはなかなかかなりにくく、むしろ、それらしい子どもも含めて個別に配慮しながら、一緒に生活を通してお互いに学び合っていくという保育者の覚悟と配慮が必要なのだと思います。

障害があるとかなないとかの線引きは現実的に困難であるし、その線引きは実際の保育に役に立たない、という主張である。これまで記述してきたインクルーシブ保育の方向性を補強する指摘であり、保育所での障害児の保育を考える際に貴重な示唆となる。

4. 平成22年の教科目の見直し

平成22年の教科目の見直しで「障害児保育」は単位増となる。保育士養成の教科目の教授内容の標準的事項は通知により示されている。平成13年度版と平成22年度版とを比較する（表1参照）。

教科目の平成13年の改定では、平成11年度版「保育指針」に加えられた治療教育的アプローチの視点の影響であったのか、授業内容として「個別的な保育」や「個別的援助」、「日常生活動作、食事動作、排泄動作、更衣動作など具体的な保育方法」が含まれていた。教科目の平成22年の改定では、それらが削除されて「育ち合い」という表現がなされている。さらにそれを実現するための手だてとして、障害の有無に関係なくすべての子どもをつつみこむ「職員間の協働」や「支援の場の広がりにつながり」が強調されている。

表1 「障害児保育」の授業内容の新旧比較

平成22年版 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について（平成22年7月22日）（雇児発0722第5号）	平成13年版 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日）（雇児発第1209001号）
<目標> 1. 障害児保育を支える理念や歴史的変遷について学び、障害児及びその保育について理解する。	<目標> 1 一般の保育と障害児保育との連続性に気づかせ、一人ひとりの発達上の課題に対しての特別な保育ニーズと支援を明らかにする観点からの障害理解を促す。 2 障害児保育を支える理念に関して理解を深め、併せて、保育所、障害乳幼児通園施設等での保育の変遷と現状、及び今後の課題を

2. 様々な障害について理解し、子どもの理解や援助の方法、環境構成等について学ぶ。
3. 障害のある子どもの保育の計画を作成し、個別支援及び他の子どもとのかかわりのなかで育ち合う保育実践について理解を深める。
4. 障害のある子どもの保護者への支援や関係機関との連携について理解する。
5. 障害のある子どもの保育にかかわる保健・医療・福祉・教育等の現状と課題について理解する。

<内容>

1. 障害児保育を支える理念
 - (1) 「障害」の概念と障害児保育の歴史的変遷
 - (2) 障害児保育の基本
2. 障害の理解と保育における発達の援助
 - (1) 肢体不自由児、視覚・聴覚障害児等の理解と援助
 - (2) 知的障害児の理解と援助
 - (3) 発達障害児の理解と援助①（ADHD—注意欠陥多動性障害、LD—学習障害等）
 - (4) 発達障害児の理解と援助②（PDD—広汎性発達障害等）
3. 障害児保育の実際
 - (1) 保育課程に基づく指導計画の作成と記録及び評価
 - (2) 個々の発達を促す生活や遊びの環境
 - (3) 子ども同士のかかわりと育ち合い
 - (4) 職員間の協働
4. 家庭及び関係機関との連携
 - (1) 保護者や家族に対する理解と支援
 - (2) 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成
 - (3) 小学校等との連携
5. 障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題

理解させる。

- 3 様々な障害についての理解を促し、個別の保育上の留意点について学習させる。
- 4 障害児保育場面における、日常生活動作、食事動作、排泄動作、更衣動作など具体的な保育方法について理解させる。
- 5 相談機関などの種類と内容を理解すると共に、障害児への個別的援助の概略と保護者を中心とした支援の内容に関して理解を深めさせる。

<内容>

- 1 障害児保育を支える理念
インテグレーション、メインストリーミング、ノーマライゼーション、インクルージョン
- 3 様々な障害の理解と個別配慮
 - (1) 障害の種類とその特徴
 - (2) 保育現場での留意事項
- 4 個に応じた保育支援
遊びや対人関係の援助、食事動作、排泄動作、更衣動作などの生活動作に関する具体的な保育技術
- 5 家庭に対する支援
家庭との連携と協力
- 2 障害児を取り巻く保育の現状
 - (1) 保育の現状と課題

(1) 保健・医療における現状と課題	(2) 専門機関とのよりよい連携
(2) 福祉・教育における現状と課題	
(3) <u>支援の場の広がりにつながり</u>	

※平成13年版については、対照の都合上、順番を入れ替えた。

V. まとめ

教科目「障害児保育」の拡充の経緯を俯瞰した。この教科目を一貫して支えている理念と、この教科目が抱え続けている課題は次のように集約できる。

1. 教科目「障害児保育」を一貫して支えている理念について

これまでの経緯で「「障害児」というレッテルをはることでしめだす（宮下、1974³⁾）」や治療教育的なアプローチへの傾斜、発達障害への過度の注目があつた。しかし、「育ち合う保育（平成22年版「障害児保育」の授業内容）」に象徴されるようなインクルーシブ保育が一貫して志向されているといえる。

2. 教科目「障害児保育」が抱え続けている課題について

教科目「障害児保育」で教授すべき内容は、現場での実践の蓄積や課題の後追いと理解できる。教科目の「改定」とはいえ、盛り込まれた内容はすでに古い。本稿執筆の時点（平成23年2月）でもすでに大きな話題になっていた、例えば「合理的配慮の実現」についての記載がない。教科目「障害児保育」は、それを教授する担当者が障害児の保育に関する現状や課題を分析しながら改善を続けなければいけない教科目である。

註1)「保育所保育士による障害児の保育」と限定する理由について

端的に言えば、保育士養成が抱え続けている重大な課題のゆえである。今回の教科目改定を検討した保育士養成課程等検討会の議事録（以下のアドレス）にも、そのことが記されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000all1v.html>（2011. 2. 1 取得）

保育士養成の基本的な姿勢として「保育士養成はあくまで0歳から18歳までの子どもの保育・養育に関わる専門職であり、保育士の特性を明確にした養成内容を構築することが前提である。（第2回議事録）」として、「保育所保育士が大多数であるが、保育所以外の施設等で働く保育士も視野に入れるべき。（第3回議事録）」などと施設保育士としての専門性を担保する必要性が強調されている。しかし、多くが短期大学で養成がなされている現状を踏まえて「2年制養成課程では、保育学的視点からの保育士論を基本的に伝えるべき。（第4回議事録）」や「2年制では子どもの保育を中心に保育士業務のコアを充

実させるべき。(第2回議事録)」と現実的な意見が示されている。さらに教える側の課題として、「保育所、児童福祉施設、乳児院などの計画と評価をすべて教授できる教員はいないのではないか。(第2回議事録)」などとの指摘もある。今後の検討課題として、「今回の改正において、養成課程を現行どおり68単位にすることが前提としてあったが、検討会においては保育士に求められるものはこれでは取まりきれないといった課題が出されたことについて触れていただきたい。(第6回議事録)」などがあり、施設保育士に関する課題は、今回の検討会でも十分な議論はなかった。筆者はこの課題を論ずる立場ではなく、また論ずる力量もないので、保育所保育士による障害児の保育に限定することにした。

註2)「発達障害」という用語について

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が平成19年3月15日に「「発達障害」の用語の使用について」という通知を出した。その第5項目に「学術的な発達障害と行政政策上の発達障害とは一致しない。」とある。「発達障害」という用語はこのように多義的である。本稿では原則的に「行政政策上の意味」としてこの用語を使用している。

註3)「保育所保育指針」改定に関する検討会の議事録等について

本文中で、「保育所保育指針」改定に関する検討会の議事録や資料、参考資料を必要に応じて引用した。出典は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が所管する審議会や研究会の議事録(以下のアドレス)である。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000a11v.html> (2011. 2. 1 取得)

註4) 全国保育協議会の意見について

「保育所保育指針」改定に関する検討会の第14回議事要旨(以下のアドレス)からの引用である。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/08/s0823-6.html> (2011. 2. 1 取得)

註5)「発達障害」という用語の削除について

中間報告の修正案が平成19年12月21日開催の第15回「保育所保育指針」改定に関する検討会に提出された。「発達障害」を削除した「修正理由等」として「「発達障害」を特出ししない。」と記されている(以下のアドレス)。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/12/dl/s1221-12d.pdf> (2011. 2. 1 取得)

註6) 全国私立保育園連盟の意見について

「保育所保育指針」改定に関する検討会の第14回議事要旨(以下のアドレス)からの引用である。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/08/dl/s0823-6e.pdf> (2011. 2. 1 取得)

文献

- 1) 大泉溥(1975) 障害児保育. 宍戸健夫(編) 児童問題講座5「保育問題」. ミネルヴァ書房、270-275.
- 2) 近藤直子(2005) はじめに. 近藤直子・白石正久・中村尚子(編) 新版テキスト障害児保育. 全障研出版部. 3-6.

- 3) 宮下俊彦 (1974) 障害児保育の実態と問題点. 精神薄弱者問題白書 (1974年度版)、196-201.
- 4) 村田弘子 (1976) 保育所における障害児保育の現状. 精神薄弱者問題白書 (1976年度版)、108-112.
- 5) 金子健 (1990) 保育所. 精神薄弱問題白書 (1978年度版). 46-48.
- 6) 高橋彰彦 (1978) 保育の現状と問題点. 精神薄弱者問題白書 (1978年度版)、30-49
- 7) 古屋義博 (2008) 障害児保育に関係する機関と専門職. 米山岳廣・宮川三平・鳥海順子 (編) 病児と障害児の保育. 文化書房博文社. 160-184.
- 8) 古屋義博・岡輝彦・広瀬信雄 (2006) 政策としての特別支援教育に関する多くの疑問 - 特殊教育から特別支援教育への移行期の中で -. 教育実践学研究 (山梨大学教育人間科学部附属教育実践センター研究紀要)、11、51-74.
- 9) 古屋義博 (2011) 特別支援教育がめざすはずの『21世紀報告』が示した地平. 山梨障害児教育学研究紀要、5、113-119.
- 10) 宮崎隆太郎 (2004) 増やされる障害児 - 「LD・ADHDと特別支援教育」の本質. 明石書店.
- 11) 玉永公子 (2000) LDラベルを貼らないで!. 論創社.

〈キーワード〉 障害児保育、保育士養成、教科目、インクルーシブ保育、保育所保育指針